

旭川市契約審査委員会資料

抽出事案に係る関係要領等

- 1 旭川市契約審査委員会運営要綱
- 2 建設工事請負業者の格付要領
- 3 旭川市建設工事指名基準
- 4 旭川市建設工事等共同企業体運用基準
- 5 旭川市一般競争入札の事務取扱について（通知）
- 6 入札制度別適用基準
- 7 旭川市建設工事等低入札価格調査要領
- 8 旭川市建設工事等低価格落札取扱要領

旭川市契約審査委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旭川市契約審査委員会条例（平成29年旭川市条例第55号）第7条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に基づき、旭川市契約審査委員会（以下「委員会」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 建設工事並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（以下「建設工事等」という。）の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- (2) 建設工事等の契約の中から委員会が抽出したものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由及び随意契約とした理由並びに入札・契約手続等についての審議を行うこと。
- (3) 建設工事等に係る入札・契約手続及び指名停止等の措置に係る再苦情について審議を行うこと。
- (4) 談合情報対応についての報告を受け、必要と認めた場合は審議を行うこと。
- (5) 公契約に係る施策に関する重要事項その他入札及び契約手続等の適正化を図るため市長、水道事業管理者又は病院事業管理者が必要と認める事項について審議を行うこと。

(委員の公表)

第3条 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(会議)

第4条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は、原則として、上半期（4月1日～9月30日）及び下半期（10月1日～3月31日）に各1回開催し、開催日の前の半期の事項について審議する。

- 2 第2条第3号から第5号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 3 会議は、非公開とする。ただし、議事の概要は、これを公表する。

(定例会議)

第5条 第2条第1号に規定する委員会へ報告する資料は、原則として次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事（様式1）並びに測量及び工事に係る調査、設計の委託業務（様式2）に係る入札方式別発注一覧表（以下「発注一覧表」という。）（予定価格が建設工事については130万円、委託業務については50万円を超えないものを除く。）
- (2) 指名停止情報一覧表（様式3）
- (3) 旭川市、旭川市水道局及び市立旭川病院の入札及び契約過程に係る苦情処理要領に基づき書面により行った苦情処理一覧表（様式4）

(4) 低入札価格調査要領に基づく調査対象一覧表（様式5）

(5) その他必要と認める入札及び契約手続に関する資料

- 2 前項に規定する資料は，市，水道局及び市立病院別に整理し，前項第1号の発注一覧表は，入札及び契約の方式別に整理し，工事（業務）名，履行場所，業種，工事担当課，予定価格，契約金額，工期及び契約の相手方等を記載する。

（事案の抽出）

第6条 第2条第2号に規定する委員会において審議する事案の抽出は，前条第1項第1号の中から，市，水道局及び市立病院ごとに入札及び契約の方式別に1件以上，それぞれ合計で10件以内とし委員会が定例会議の2週間前までに行う。

2 委員会は，前項の抽出に関する事務を，あらかじめ委員に委任することができるものとし，委員に委任するときは，定例会議において指名するものとする。

3 抽出事案の説明は，抽出事案説明書（様式6（その1～3））により行う。

（意見の具申又は勧告）

第7条 委員会は，第2条各号の事務に関し，報告の内容又は審議した対象工事に係る理由及び入札・契約手続等に不適切な点若しくは改善すべき点があると認めるときは，必要な範囲で，意見の具申又は是正の勧告を行うことができる。

2 委員会は，前項の意見の具申又は是正の勧告を行った場合には，公表する。

（再苦情の審議）

第8条 委員会は，第2条第3号の事務に関し，市長，水道事業管理者又は病院事業管理者から審議の依頼があったときは，会議を開催し，審議を行う。

2 委員会は，前項の審議を終えたときは，意見書を作成し報告するとともに，これを公表する。

3 前項の報告は，再苦情の申立てがあった日の翌日から起算して50日以内に行わなければならない。

（会議の特例）

第9条 緊急やむを得ない事情等により委員会が開催できない場合，委員長は書類の回議をもって会議に代えることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか，委員会の運営に関し必要な事項は，委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は，平成29年4月14日から施行する。

2 次に掲げる要綱及び要領は廃止する。

(1) 旭川市契約審査委員会設置要綱

(2) 旭川市契約審査委員会運営要領

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式1

建設工事に係る入札方式別発注一覧表

(条件付き一般競争入札方式)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

No	件名	履行場所	概要	業務	業種	入札・契約方法	執行所属略称	予定価格	落札金額	契約金額	工期開始日	工期完了日	契約業者名	住所	入札日

(指名競争入札方式)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

No	件名	履行場所	概要	業務	業種	入札・契約方法	執行所属略称	予定価格	落札金額	契約金額	工期開始日	工期完了日	契約業者名	住所	入札日

(随意契約方式)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

No	件名	履行場所	概要	業務	業種	入札・契約方法	執行所属略称	予定価格	落札金額	契約金額	工期開始日	工期完了日	契約業者名	住所	入札日

様式2

測量及び工事に係る調査、設計の委託業務に係る入札方式別発注一覧表

(条件付き一般競争入札方式)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

No	件名	履行場所	概要	業務	業種	入札・契約方法	執行所属略称	予定価格	落札金額	契約金額	工期開始日	工期完了日	契約業者名	住所	入札日	

(指名競争入札方式)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

No	件名	履行場所	概要	業務	業種	入札・契約方法	執行所属略称	予定価格	落札金額	契約金額	工期開始日	工期完了日	契約業者名	住所	入札日	

(随意契約方式)

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

No	件名	履行場所	概要	業務	業種	入札・契約方法	執行所属略称	予定価格	落札金額	契約金額	工期開始日	工期完了日	契約業者名	住所	入札日	

様式4

苦情処理一覧表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

苦情申立対象工事名	苦情申立者の住所及び氏名	苦情申立の内容及びその根拠	苦情申立に対する処理状況

様式6(その1)

抽出事案説明書

(No.) (期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	条件付き一般競争入札			
件名				
工事(履行)場所				
業種				
概要				
入札参加資格条件				
入札参加資格条件 設定の理由				
入札参加申請者数	有資格者数		無資格者数	
入札日				
契約日				
契約金額(円)				
契約者				
予定価格(円)				
最低制限価格又は 調査基準価格(円)				
無資格理由の説明 (無資格とされた業者 がある場合のみ)				
失格者がでた場合の 理由及び対応				
その他				

様式6(その2)

抽出事案説明書

(No.)	(期間 年 月 日～ 年 月 日)
入札方式	指名競争入札
件名	
工事(履行)場所	
業種	
概要	
指名業者数	
入札日	
契約日	
契約金額(円)	
契約者	
予定価格(円)	
最低制限価格又は 調査基準価格(円)	
指名業者を選定 した理由	
その他	

様式6(その3)

抽出事案説明書

(No.)	(期間 年月日～ 年月日)
入札方式	見積合わせ
件名	
工事(履行)場所	
業種	
概要	
見積合わせ参加業者数	
見積日	
契約日	
契約金額(円)	
契約者	
予定価格(円)	
随意契約の理由	
その他	

建設工事請負業者の格付要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市（水道局も含む。以下同じ。）に入札参加資格審査申請をした建設工事請負業者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により定められた資格の格付の方法を定めることを目的とする。

(格付方法)

第2条 建設工事請負業者の格付は、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第2項に規定する総合的な評定により得られた数値により行う。

(格付)

第3条 建設工事の格付業種は、次のとおりとする。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事

2 格付の数値の範囲は、別表のとおりとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表

格付業種及び格付数値の範囲

業種 等級	土 木	建 築	電 気	管
A	910以上	890以上	800以上	780以上
	3,500万円以上	6,000万円以上	600万円以上	600万円以上
B	909 ~ 650	889 ~ 715	799以下	779以下
	3,500万円未満 1,200万円以上	6,000万円未満 1,500万円以上	600万円未満	600万円未満
C	649以下	714以下		
	1,200万円未満	1,500万円未満		

※ 上段：格付区分に対する数値

下段：格付区分に対する工事予定価格

旭川市建設業者指名基準

旭川市契約事務取扱規則（昭和 39 年規則第 22 号）第 14 条及び旭川市競争入札参加者選定要綱（以下「要綱」という。）に基づき、建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に参加する者を指名する場合の基準を、次のとおり定める。

第 1 旭川市建設業者等選定委員会又は選定部会における業者の選定は、建設工事等の施行の決定後行うこととする。選定に当たっては厳正かつ公正を期すとともに、契約の適正な履行の確保ができる範囲内において、市内業者の育成に努めなければならない。

第 2 建設工事等の予定価格に対応する建設工事等の種類別の等級格付は、別表第 1 に掲げるとおりとし、競争入札に参加させることができる者は、要綱第 16 条の規定により競争入札参加者として決定された者（以下「有資格者」という。）とする。

第 3 建設工事等を指名競争入札に付するときは、入札参加者の指名にあたって、次の各号に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を考慮し、指名が特定の有資格者に偏しないようにしなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事の成績
- (4) 手持建設工事等の状況
- (5) 当該建設工事等施工についての技術的適性
- (6) 安全管理の状況
- (7) 労働福祉の状況

第 4 指名競争入札の参加者は、予定価格に対応する等級に格付されている場合は、当該等級に属する有資格者の中から、格付されていない建設工事等種別については、その建設工事等種別に属する有資格者の中から選定するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号に定める者を指名することができる。

- (1) 工事の施工上特別な技術を必要とする場合にあっては、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者
- (2) 災害その他の理由により緊急に施工する必要がある場合は、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者
- (3) 建設工事等が全体計画の一部である場合は、全体計画の建設工事等予定額を考慮した上、予定価格に対応する等級より上位の等級に属する有資格者
- (4) 前 2 号による場合のほか、予定価格に対応する等級の下位の等級に属する有資格者で、

市の発注工事において工事成績が特に優秀な者

- (5) 有資格者の数が少数である場合その他必要がある場合には、予定価格に対応する等級の直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができる。この場合指名する者がいないとき又は僅少であるときを除き、指名する者を指名競争入札に参加する者の数の2分の1以下としなければならない。

第5 指名競争入札に付そうとする建設工事等の指名業者数は、別表第2の数以上とする。ただし、特別な技術を必要とする建設工事等その他特別な事由がある場合については、別表第2の指名数を参酌して適切な数の業者を指名するものとする。

附則

この基準は、昭和54年4月4日から施行する。

附則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成16年7月1日から施行する。

附則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年12月1日から施行する。

附則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この基準は、令和2年9月10日から施行する。

附則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 (等級区分に応ずる予定価格)

工種 等級	土木一式工事	建築一式工事	電気工事 管工事
A	3,500 万円以上	6,000 万円以上	600 万円以上
B	3,500 万円未満 1,200 万円以上	6,000 万円未満 1,500 万円以上	600 万円未満
C	1,200 万円未満	1,500 万円未満	

別表第2

区分	予定価格	業者数
建設 工事	5,000 万円以上	15
	2,000 万円以上 ~ 5,000 万円未満	12
	1,000 万円以上 ~ 2,000 万円未満	11
	500 万円以上 ~ 1,000 万円未満	9
	500 万円未満	8
測 量 ・ 設 計	500 万円以上	測建設工事の区分による
	200 万円以上 ~ 500 万円未満	
	200 万円未満	6

上記区分に該当しないものについては、建設工事区分による。

2 共同企業体

旭川市建設工事等共同企業体運用基準

1 趣旨

旭川市が発注する建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）の確実かつ円滑な施工又は履行を確保するために活用する共同企業体の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この基準において「共同企業体」とは、建設工事等の施工又は履行を目的として建設工事等ごとに結成される共同企業体をいう。

3 施工方式

共同企業体による建設工事等の施工若しくは履行は、各構成員があらかじめ定めた出資の割合に応じて資金、人員、機械等を拠出し建設工事等の完成に当たる共同施工方式（共同履行方式）によるものとする。

4 対象工事等

(1) 共同企業体により施工できる工事は、次に掲げる規模の工事で、かつ、共同施工によることが適当と認められるものとする。

ア 土木一式工事及び建築一式工事及び舗装工事 予定価格が5,000万円以上

イ その他の工事 予定価格が3,000万円以上

(2) 共同企業体により行うことができる測量、地質調査及び設計業務は、その履行期間、内容、技術的特性等を総合的に勘案し、共同履行によることが適当と認められるものとする。

(3) 第1号の規定にかかわらず、技術的難度が高い工事等で共同請負により施工させることが特に必要と認められたときはこの限りではない。

5 構成員数

構成員の数は、2又は3社とする。ただし、建設工事等の規模、技術的難度により、特に必要と認められるときは、適宜構成員の数を増やすことができる。

6 構成員の組合せ

等級区分が設けられている工事に係る構成員の格付等級の組合せは、最上位等級のみ、あるいは最上位等級及び第二位等級に属する者の組合せとする。

7 構成員の資格要件

全ての構成員が次の各号の要件を満たすものとし、建設工事等ごとに定める要件については、一般競争入札の公告により示すものとする。

- (1) 発注建設工事等に対応する建設工事等の種別について旭川市建設工事等入札参加資格を有していること。
- (2) 発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が5年以上あること。
- (3) 発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事現場に配置できること。ただし、請負金額が建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条で定める額以上の工事については、監理技術者又は主任技術者を専任で配置できること。（監理技術者を置くべき工事について、監理技術者を補佐する者を専任で配置する場合は、監理技術者は他の工事現場1件に限り兼任することができる。）なお、構成員の出資割合による請負金額が、この金額を下回る場合はこの限りではない。

8 結成方法

- (1) 共同企業体の結成方法は、自主結成によるものとする。
- (2) 共同企業体の協定書は別紙に定めるところによる。

9 出資比率

すべての構成員が、均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。
ただし、特別な事由がある場合は、この限りでない。
なお、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

10 代表者の選定等

代表者は等級の異なる者の間では、上位等級の者である者とする。

11 存続期間

(1) 発注建設工事等の契約の相手方となった共同企業体の存続期間は、当該契約の履行後3か月を経過するときまでとする。

(2) 発注建設工事等の契約の相手方とならなかった共同企業体は、当該建設工事等に係る契約が締結されたときまでとする。

12 入札参加形態

共同企業体と単独企業との混合入札は行わないものとする。

附 則

この運用基準は、平成2年4月6日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成8年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成24年5月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成25年7月19日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、平成28年6月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和2年10月1日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和3年9月16日から実施する。

附 則

この運用基準は、令和5年1月1日から実施する。

(工事)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 旭川市発注に係る下記工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「工事」という。）の請負

工事名 _____

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、工事の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 工事を請け負うことができなかつたときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、工事の施工に関し、企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い、請負契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとし、工事の契約内容の変更、請負代金の増減があっても、この比率は変えないものとする。

会社名	_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 企業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し組織及び編成並びに工事の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、工事の完成に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、工事の請負契約の履行及び下請契約その他の建設工事の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、工事完成のとき、工事について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 工事を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により工事の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が工事を完成する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して工事を完成する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、工事途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうち、いずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 企業体解散後、企業体の施工した工事において、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、
正本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申請等の
ため旭川市長に提出する。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代表者	住	所	
	商号又は名称		
	代表者氏名	_____	㊟
	住	所	
	商号又は名称		
	代表者氏名	_____	㊟
	住	所	
	商号又は名称		
	代表者氏名	_____	㊟
	住	所	
	商号又は名称		
	代表者氏名	_____	㊟
	住	所	
	商号又は名称		
	代表者氏名	_____	㊟

(業務)

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 旭川市発注に係る下記業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の委託

業務名 _____

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、 _____ 共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を _____ に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に成立し、業務の委託契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、 _____ を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、業務の履行に関し、企業体を代表しその権限を行うことを名義上明らかにした上で、監督官公庁と折衝する権限並びに運営委員会の決定に従い、委託契約に基づく行為を行う権限及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 構成員の出資の割合は、次のとおりとし、業務の契約内容の変更、委託料の増減があっても、この比率は変えないものとする。

会社名	_____	_____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくの上、運営委員会がその価格を評価する。

(運営委員会)

第9条 企業体は構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し組織及び編成並びに業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、業務の委託契約の履行及び下請契約その他の委託業務の実施に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、業務完了のとき、業務について決算（残余財産の処分を含む。以下同じ。）をするものとする。

2 業務を受注するために要した経費を、構成員全員の同意により業務の決算に繰り入れることができる。

(損益の分担)

第13条 前条第1項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合、構成員は第8条の出資の割合によって、利益の配当を受け、又は欠損を負担する。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 構成員は、この協定書に基づく権利義務を第三者に承継させてはならない。

(脱退)

第15条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員が脱退したときにおける残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第8条の規定による割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第15条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、第15条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第16条 構成員のうち、いずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第15条第2項から第5項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第16条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第17条 企業体解散後、企業体の履行した業務において、引き渡された成果品が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであったときは、構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか_____社は、上記のとおり
_____共同企業体協定を締結したので、
その証拠としてこの協定書正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、
正本については構成員各自が所持し、副本については、競争入札参加資格審査申請等のた
め旭川市長に提出する。

令和 年 月 日

_____共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 _____ ㊞

令和7年4月1日

旭契第42号

旭川市一般競争入札の事務取扱について

旭川市条件付き一般競争入札実施要綱及び旭川市事後審査型一般競争入札（郵送方式）実施要領に基づき行う一般競争入札の適正な執行を図るため、事務処理に当たっては次により取り扱うものとする。

なお、令和6年4月1日付け旭契第35号「旭川市一般競争入札の事務取扱について」は廃止する。

1 入札参加資格について

(1) 地域要件（単体）

入札参加資格に定める地域要件は市内業者を基本とする。ただし、対象業種（格付がある業種については同一格付）に市内業者が別紙「入札制度別適用基準」に掲げる一般競争入札最低基準に満たない場合は、上位格付（格付のある業種）、準市内（市内に建設業法に基づく許可を得た営業所を置く者）、市外業者と順次、最低基準に達するまで拡大し、競争性を確保する。

共同企業体（分担施工方式）における各分担工事の構成員についても同様の扱いとする。

なお、建設工事等の規模や特殊性等により、特に必要な場合は旭川市建設業者等選定委員会（以下「選定委員会」という。）又は選定委員会選定部会において別途審議し、決定する。

(2) 地域要件（共同企業体）

入札参加資格に定める地域要件は市内業者を基本とする。ただし、対象業種（格付がある業種については同一格付）に構成員となることができる市内業者が別紙「入札制度別適用基準」に掲げる一般競争入札最低基準に満たない場合は、(1)と同様に最低基準に達するまで拡大する。

なお、建設工事等の規模や特殊性等により、特に必要な場合は選定委員会又は選定委員会選定部会において別途審議し、決定する。

(3) 周辺8町、準市内業者について

上川中部圏域は、旭川市と周辺8町（鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）で構成され、各種の広域的計画を策定し、圏域の総合的な振興・発展に取り組んでいることを踏まえ、周辺8町に本店を有する業者について一定の受注機会の確保を図ることとする。

また、準市内業者も旭川市に営業所を置き、旭川市内の経済活動等に貢献していることから同様に扱う。

ア 発注時期については、原則として8月15日以降に公告するものからとし、工期（履行期間）が当該年度内であるものを対象とする。

ただし、建設工事等の規模や特殊性等により、市内業者で行う方が適当であると判断できるもの及び補正予算に基づく建設工事等は市内業者を優先する。

イ (5)に該当するもの（発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種）については適用しない。

ウ 工種（業務）別には次のとおりとする。

(ア) 市内業者以外に周辺 8 町及び準市内業者を加えるもの

工事～土木一式工事、とび・土工工事

(イ) 市内業者以外に周辺 8 町を加えるもの

工事～建築一式工事、電気工事、管工事、造園工事、解体

業務～土木設計、測量

(4) 舗装業種について

舗装業種の市内業者数は、一般競争入札最低基準を上回っているものの、市内の生活道路等の舗装工事を施工可能な業者については限定されるため、市内業者の入札参加は 9 者（令和 6 年度。以下「実市内業者数」という。）であることなどを考慮して、地域要件は準市内を加えた一般競争入札を原則としている。ただし、5 百万円未満の発注工事については、発注予定件数が実市内業者数より少なく、実市内業者数が一般競争入札最低基準を下回るものの指名基準は上回ることから、市内業者による一般競争入札とする。

(5) 発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種について

競争性に配慮しつつ、市内業者で施工（履行）可能な建設工事等は市内業者を基本とし、(1) のとおり入札制度別適用基準に基づき地域要件を決定することとしているが、年間の発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種については、一般競争入札最低基準を満たすために、準市内や市外を加えた入札となり市内業者優先にならないことから、市内業者で施工可能なものは、市内業者数が指名基準以上であれば、地域要件を市内業者とした一般競争入札とすることができるものとし、指名基準に満たない場合は市内業者による指名競争入札とする。

ア 「年間の発注予定件数が少ない」とは、格付後の各業種の発注予定件数が格付後の各業種の市内業者数を下回る場合をいう。

イ 「市内業者が少ない業種」とは、入札制度別適用基準の設計金額（以下「設計金額区分」という。）ごとに一般競争入札最低基準を市内業者数が下回る場合をいう。

ただし、市内業者数が設計金額区分数（5 者）以下の業種において、市内業者による指名競争入札とする取扱いは、単体で発注する範囲内とする。

ウ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年 4 月 1 日条例第 14 号）第 2 条に規定する工事で「発注予定件数が少なく、かつ、市内業者が少ない業種」にあつては、この取扱いの対象とせず、その都度、選定委員会で審議し、決定する。

エ 令和 7 年度の対象業種は次のとおりとする。

工事～土木 A（5 千万円以上）

建築 A（6 千万円以上）、建築 B（5 千万円以上）

電気 A（1 千万円以上）

機械器具

業務～建築設計（1 千万円以上）

地質調査

(6) とび・土工業種について

ア 経営事項審査の総合評定値を入札参加要件に加える場合は、旭川市建設工事等競争入札参加

資格者名簿上の総合評定数値（令和7・8年度建設工事等競争入札参加資格審査申請時に提出した総合評定値通知書の総合評定値）が、それぞれ、予定価格1千2百万円以上は、670点以上、予定価格1千2百万円未満については、670点未満とする。ただし、3千5百万円以上については760点以上とすることができる。

イ 共同企業体とする場合は、予定価格5千万円以上とする。

ウ とび・土工業種以外には経営事項審査の総合評定値を要件としない。

エ 上記アの取扱いについては、令和8年3月31日までとする。

(7) 解体工事の取扱いについて

適用業種の判断は建物の規模、構造、周辺環境等を考慮し、個別の判断は選定委員会選定部会で審議することとするが、原則として次のとおりとする。

ア 建築物の解体工事（総合的な企画、指導、調整を要するもの）

旭川市における建築一式工事の入札参加資格が建設工事請負業者の格付要領に定める格付等級に格付けされていること、又は解体工事の入札参加資格を有していること。

① 予定価格6千万円以上の工事

適用業種 建築A

② 予定価格1千5百万円以上、6千万円未満の工事

適用業種 建築B

③ 予定価格1千5百万円未満の工事

適用業種 建築C又は解体工事

ただし、旭川市における建築一式工事及び解体工事の両方の入札参加資格を有する場合には、建築一式工事に格付けされた等級を優先する。

イ 工作物及び建築物の単純解体工事

旭川市における解体工事の入札参加資格を有すること。

2 工事施工実績調書等について

(1) 工事施工実績調書及び業務履行実績調書を求める建設工事等は、大規模工事（1億5千万円以上の建設工事等）、高度な技術を要する建設工事及び特殊工法による建設工事等とする。

(2) 舗装工事については、登録業者間における施工実績（能力）の差が大きいことから、今後とも実績を求めるとし、求める実績は、「公共工事（舗装工事又は舗装工事を含む工事）の元請けとして、過去10年間に施工した実績」とし、施工規模は求めないこととする。

(3) 工事施工実績調書等を求める内容は、次による。

ア 実績を求める場合の期間は、過去10年間を原則とする。

イ 同種・同規模工事等の記載例

同種・同規模工事（業務）

〇〇工で〇〇〇〇m（㎡、ha、等）以上（工事延長、面積等は指定業種2分の1以上を目処とする）

〇以上の階数の鉄筋コンクリート造で延床面積〇〇㎡以上の建築一式工事

〇〇業務とする（規模について記載する場合は2分の1以上を目処とする）など、入札参加

希望者が判断できるよう、できるだけ具体的に記載すること。

ウ 工事施工実績調書等の審査は工事検査課で行う。

3 共同企業体（分担施工方式）について

一般競争入札で行う建設工事で、共同企業体（分担施工方式）により施工する場合において、共同企業体（分担施工方式）取扱要領第3条に規定する対象工事の各分担工事額は、予定価格を工区数で除して得た額の40%以上（以下「分担割合」という。）とする。

ただし、分担割合を下回る場合は、その都度、選定委員会選定部会で審議する。

4 設計図書の内容精査について

見積用設計図書を頒布しているが、設計図書の内容に間違いがあると、入札の延期や中止をしなければならない。

このことにより工事の着工が遅れるばかりでなく、設計図書を入手した入札参加予定者に一方的に負担を強いることとなるため、設計図書の作成、審査に当たっては十分注意すること。

5 見積期間について

建設業法で見積期間について定めているが、特例として「やむを得ない事情があるとき」は短縮することができることになっている。この「やむを得ない事情があるとき」を旭川市契約事務取扱規則第3条第1項では「急を要する場合」に限定していることから、適正な理由があるもの以外は短縮しないこと。なお、特例として見積期間を短縮する場合については、その都度、選定委員会選定部会で審議する。

6 落札制限について

落札を制限することができる建設工事等は原則として次のとおりとし、(1)～(3)についての個別の判断は、選定委員会選定部会で審議する。

なお、落札制限は、同一の公告日の中で同一の業種及び格付等級ごととし、共同企業体（分担施工方式）に係る舗装工事については対象としない。

- (1) 経済対策を目的の一つとする補正予算（第1回定例会又は第3回定例会）に基づき発注する建設工事等で、落札を制限することが適当であるもの
- (2) 市内業者の受注機会の確保を目的の一つとして、分離・分割発注する建設工事等で、落札を制限することが適当であるもの
- (3) 同種工事（業務）の発注が集中する場合で、受注者における円滑な施工（履行）体制の確保のために、落札を制限することが必要であるもの
- (4) 土木B、土木C及び舗装工事（舗装工事は、同一の地域要件ごと）
- (5) その他、選定委員会において審議、決定されたもの

7 災害復旧工事（本復旧）について

災害復旧工事（本復旧）の発注については、近年、応札者なく入札中止となる場合があるなど、

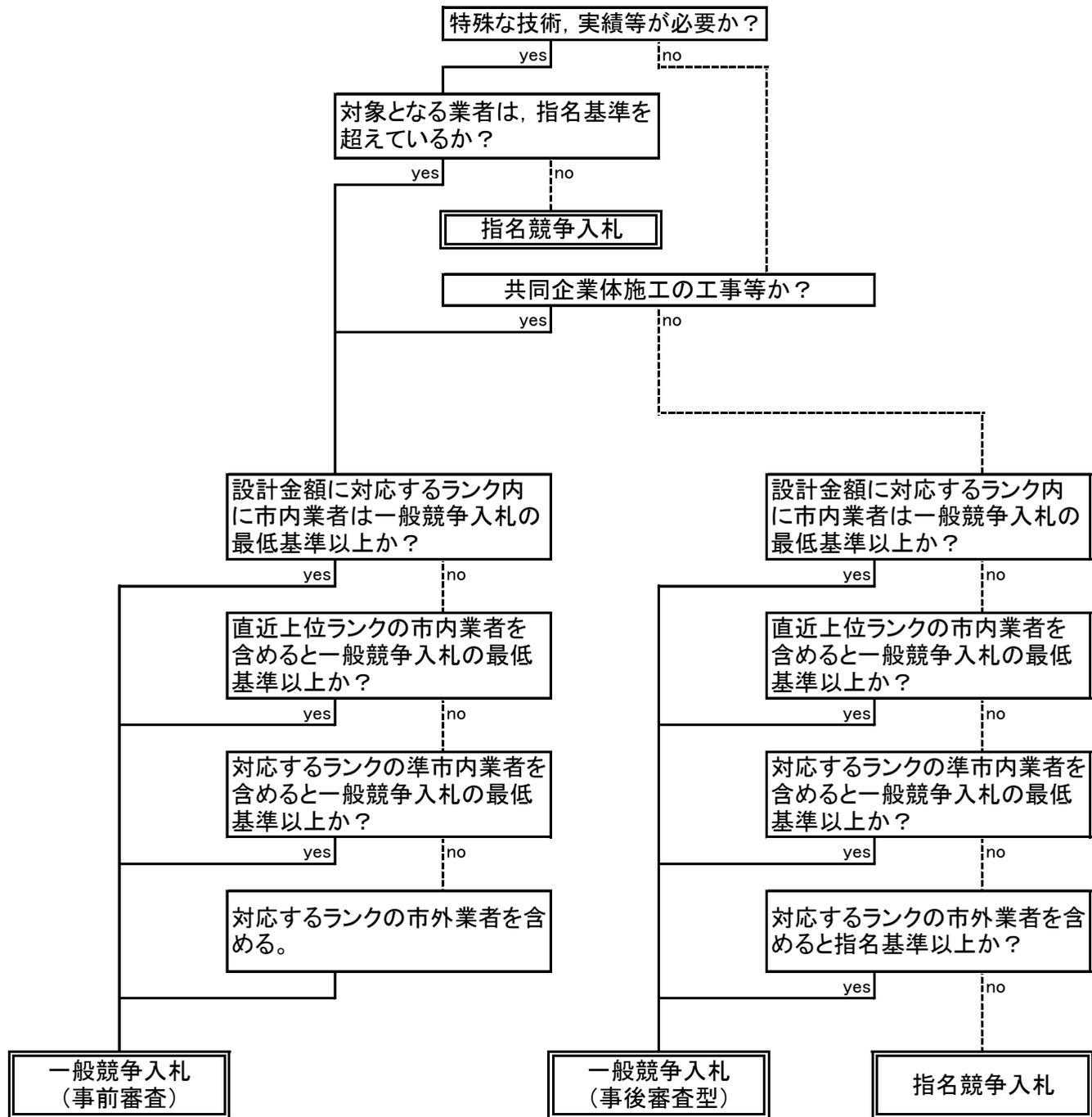
速やかな工事の発注に支障が生じている状況にある。工事担当課が複数にまたがる場合もあることから、災害発生時には、応急復旧工事の終了後、速やかに選定委員会選定部会を開催し、災害状況や工事の発注予定等の情報を共有するとともに、状況に応じて平常時とは異なる入札契約方式を適切に選択し発注ができるよう審議する。なお、災害復旧工事（本復旧）時の入札契約方式の考え方については、「災害復旧工事における入札契約の取扱いについて」で示すので参考とすること。

8 議会の議決を経て締結した工事の増額又は減額に係る契約変更について

議会の議決を経て締結した工事の増額又は減額に係る契約変更（賃金水準等の変動に基づく契約金額の変更契約を除く。）については、旭川市建設業者等選定委員会選定部会の審議を経て行うこととする。

平成19年3月23日開催の選定委員会で制定
平成19年5月14日開催の選定委員会で改正
平成20年3月24日開催の選定委員会で改正
平成20年3月28日開催の選定委員会で改正
平成20年5月12日開催の選定委員会で改正
平成21年4月20日開催の選定委員会で改正
平成22年4月6日開催の選定委員会で改正
平成22年7月28日開催の選定委員会で改正
平成23年3月23日開催の選定委員会で改正
平成23年7月19日開催の選定委員会で改正
平成24年1月25日開催の選定委員会で改正
平成24年3月26日開催の選定委員会で改正
平成24年4月23日開催の選定委員会で改正
平成25年3月25日開催の選定委員会で改正
平成26年3月27日開催の選定委員会で改正
平成27年3月24日開催の選定委員会で改正
平成27年8月20日開催の選定委員会で改正
平成28年3月29日開催の選定委員会で改正
平成29年3月23日開催の選定委員会で改正
平成30年3月28日開催の選定委員会で改正
平成31年3月22日開催の選定委員会で改正
令和2年3月24日開催の選定委員会で改正
令和3年3月26日開催の選定委員会で改正
令和4年3月31日開催の選定委員会で改正
令和5年3月23日開催の選定委員会で改正
令和6年3月22日開催の選定委員会で改正
令和7年3月24日開催の選定委員会で改正

入札制度別適用基準



区分	設計金額区分	業者数	
		一般競争入札最低基準	指名基準
建設工事	5,000万円以上	30	15
	2,000万円以上 ~ 5,000万円未満	24	12
	1,000万円以上 ~ 2,000万円未満	22	11
	500万円以上 ~ 1,000万円未満	18	9
	500万円未満	16	8
測量・設計	500万円以上 ~	建設工事の区分による	
	200万円以上 ~ 500万円未満	16	8
	200万円未満	12	6

※一般競争入札最低基準は、指名基準の2倍とする。

旭川市建設工事等低入札価格調査要領

(目的)

第1条 この要領は、旭川市が一般競争入札又は指名競争入札(以下「入札」という。)により建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約(以下「建設工事等」という。)を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行の確保を目的として、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10第1項(政令第167条の13により準用する場合を含む。)の規定により、予定価格の制限の範囲内で最低価格で入札した者を調査(以下「低入札価格調査」という。)のうえ落札者とししない場合の取扱い等を定めることを目的とする。

(対象工事等)

第2条 対象工事等は、総合評価一般競争入札を行う建設工事等及び市長が特に低入札価格調査を行う必要があると認めた建設工事等とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 建設工事の請負契約の低入札価格調査を行う場合の基準となる価格(以下「調査基準価格」という。)は、予定価格(取引に係る消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。)算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 土木、舗装、造園及び橋梁工種(以下「土木系工種」という。)の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合
 - ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費(間接労務費)の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費(工場管理費)の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の8を乗じて得た額
- (2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。
 - ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
 - イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
- (3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合
 - ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

- イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6.8を乗じて得た額
- 2 測量並びに工事に係る調査及び設計業務（以下「業務」という。）の委託契約の調査基準価格は、次の各号に掲げる業務の種類ごとの額とする（一の契約の中に二以上の業務が含まれる場合は、業務の種類ごとに算出した額の合計額とする。）。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7を乗じて得た額とする。
- (1) 測量にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 直接測量費の額
 - イ 測量調査費の額
 - ウ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (2) 建築設計（設備設計を含む。）にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 直接人件費の額
 - イ 特別経費の額
 - ウ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (3) 土木設計にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
 - (4) 地質調査にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 直接調査費
 - イ 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
 - エ 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
 - (5) 技術資料作成にあっては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。
 - ア 直接人件費の額
 - イ 直接経費の額
 - ウ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
- 3 前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、調査基準価格を建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で、業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額以上で適宜に定めることができる。

(調査基準価格の記載)

第4条 対象工事等に係る調査基準価格を設定したときは、当該調査基準価格を予定価格書に記載するものとする。

(入札参加者への周知)

第5条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告及び指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

(入札の執行)

第6条 開札の結果、調査基準価格を下回る入札が行われたときは、入札執行者は入札者に対して「保留」と宣言し、政令第167条の10第1項（政令第167条の13により準用する場合を含む。）の規定により落札者は後日決定する旨を告げて入札を終了するものとする。

(失格の基準)

第7条 前条の入札において、最低価格入札者による入札を失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を次のとおり設けるものとし、失格判断基準を下回る場合は落札者とししない。

2 建設工事の失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額とする。

(1) 土木、舗装、造園及び橋梁工種（以下「土木系工種」という。）の場合、並びに、土木系工種以外の工種のうち北海道土木工事積算基準又はこれに準じた積算基準により予定価格を積算している場合

- ア 直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費（間接労務費）の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費（工場管理費）の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の6を乗じて得た額

(2) 土木系工種以外の工種の場合。ただし、前号及び次号に掲げる工事を除く。

- ア 直接工事費から直接工事費に10分の1を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費に直接工事費に10分の1を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等に10分の6を乗じて得た額

(3) 機械設備工種のうち施工内容が昇降機設備工事である場合

- ア 直接工事費から直接工事費に10分の2を乗じて得た額を減じて得た額に、10分の9.7を乗じて得た額

- イ 共通仮設費に10分の9を乗じて得た額
 - ウ 現場管理費に直接工事費に10分の2を乗じて得た額を加えて得た額に、10分の9を乗じて得た額
 - エ 一般管理費等に10分の6を乗じて得た額
- 3 業務のうち建築設計（設備設計を含む。）の失格判断基準は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあつては、10分の7を乗じて得た額とする。
- (1) 直接人件費の額
 - (2) 特別経費の額
 - (3) 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
 - (4) 諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
- 4 前2項の規定にかかわらず特に必要があると認めるときは、失格判断基準を建設工事については、予定価格の10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の額で、業務については、予定価格に10分の7を乗じて得た額以上で適宜に定めることができる。

（低入札価格調査の実施）

第8条 調査基準価格を下回る入札が行われたことにより契約担当課長（契約担当課長が入札執行者のときは、契約担当課長の指名する職員とする。以下「契約担当課長等」という。）が、建設工事等の設計担当課長及び工事検査課長とともに調査を行うときは、入札価格の積算内訳書を提出させるほか必要に応じ、最低価格入札者からの事情聴取、関係機関への照会等の調査を行うものとする。

- 2 建設工事の請負契約における前項の調査は、次に掲げる事項とする。
- (1) 当該工事に係る下請予定者氏名及び契約予定金額
 - (2) 当該工事の施工場所付近における手持工事の状況、地理的条件、手持資材の状況等
 - (3) 労務、資材、機械等の量及び調達予定に関する状況
 - (4) 過去に施工した公共工事の状況（工事名、発注者等）
 - (5) 入札者の経営状態
 - (6) その他必要な事項
- 3 業務の委託契約における第1項の調査は、次に掲げる事項とする。
- (1) 業務を実施するに当たり計画している技術者等の人員配置その他の当該業務の実施体制
 - (2) 労務等の提供について市場価格以下による価格の提供が可能である旨を主張している場合にあつては、その理由
 - (3) 現在実施している業務の実施状況
 - (4) 価格の算定に当たり技術計算等について外注している場合にあつては、その外注内容
 - (5) 過去に受託した公共工事に係る業務委託における実施状況（業務名、発注者等）
 - (6) 経営状況等
 - (7) その他必要な事項

(調査結果の報告)

第9条 低入札価格調査を行った契約担当課長等は、調査の結果及び意見を記載した書面を作成し、関係資料を添えて入札執行者に報告するものとする。

(入札執行者等による審査)

第10条 入札執行者は、契約担当課長等から低入札価格調査結果の報告を受けたときは当該建設工事等に係る工事担当部長及び当該建設工事等に関与しない工事担当部長（又は旭川市建設業者等選定委員会委員長が指名する職員）と審査を行い当該最低価格入札者を落札者とするか否かの決定をするものとする。

(落札者の決定等)

第11条 第10条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、最低価格入札者に落札者とする旨の通知をするとともに他の入札者に対して、最低価格入札者が落札者となった旨を通知するものとする。

2 第10条の審査の結果、最低価格入札者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。ただし、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であった場合は、第8条以降と同様の手続きによる調査を行うものとする。

3 前項の規定により、次順位者を落札者と決定したときは、入札執行者は最低価格入札者には落札者とし、次順位者には落札者となった旨の通知をするとともに、他の入札者には次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

4 第10条の審査の結果、最低価格入札者を落札者とし、次順位者が存在しないときは、再度入札をすることができるものとする。この場合、低入札価格調査の対象となった者を再度入札に参加させることができないものとする。

(監督体制の強化等)

第12条 低入札価格調査の対象者と建設工事等の請負契約を締結したときは、監督体制の強化等の措置をとるものとする。

2 建設工事の請負契約における前項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

工事担当課長は、請負人に対して施工体制台帳の提出を求めるものとし、その際必要に応じ現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

工事担当課長は、共通仕様書に基づき施工計画書を提出させるに際し、必要があると認めるときは、現場代理人等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

工事の監督員は、当該工事に係る監督業務において、段階確認、施工の検査等を実

施するに当たっては、立会することを原則として入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行うものとし、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人等から詳細に聴取するものとする。

(4) 施工現場の調査

工事の担当課長は、安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払いの確保の観点から必要があると認めるときは、施工現場の調査を行うものとする。

(5) 厳格な検査の実施

検査は、原則として複数の検査員が行うものとする。

また、抜き打ち検査を行うことがある。

3 業務の委託契約における第1項の措置は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実施体制を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング

業務担当課長は、受託者より業務体制を確認できる書類の提出を求めるものとし、必要に応じ管理技術者等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(2) 業務計画を確認できる書類の提出及びその内容のヒアリング

業務担当課長は、設計図書、仕様書等に基づく業務計画を確認できる書類の提出を求めるものとし、必要に応じ管理技術者等からその内容についてヒアリングを行うものとする。

(3) 重点的な監督業務の実施

担当職員は、設計図書、仕様書等に基づく検査等を実施するに当たっては入念に行うものとする。また、あらかじめ提出された業務実施体制を確認できる書類及び業務計画の内容を確認できる書類の記載内容に沿った業務が実施されているかの確認を併せて行うものとし、実際の業務が記載内容と異なるときは、その理由を管理技術者等から詳細に聴取するものとする。

(4) 厳格な検査の実施

検査は、専門的な検査の場合を除き、原則として業務担当課長が行うものとする。

4 契約の締結に当たっては、前2項に規定する事項を特約条項として契約書に追加するものとする。

附 則

この要領は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成23年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年6月20日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年2月27日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、施行日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月23日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年1月1日から施行する。

- 2 この要領による改正後の旭川市建設工等低入札価格調査要領の規定は、令和4年1月1日以降に行われる公告に係る入札について適用し、施行日前に行われた公告に係る入札については、なお従前の例による。

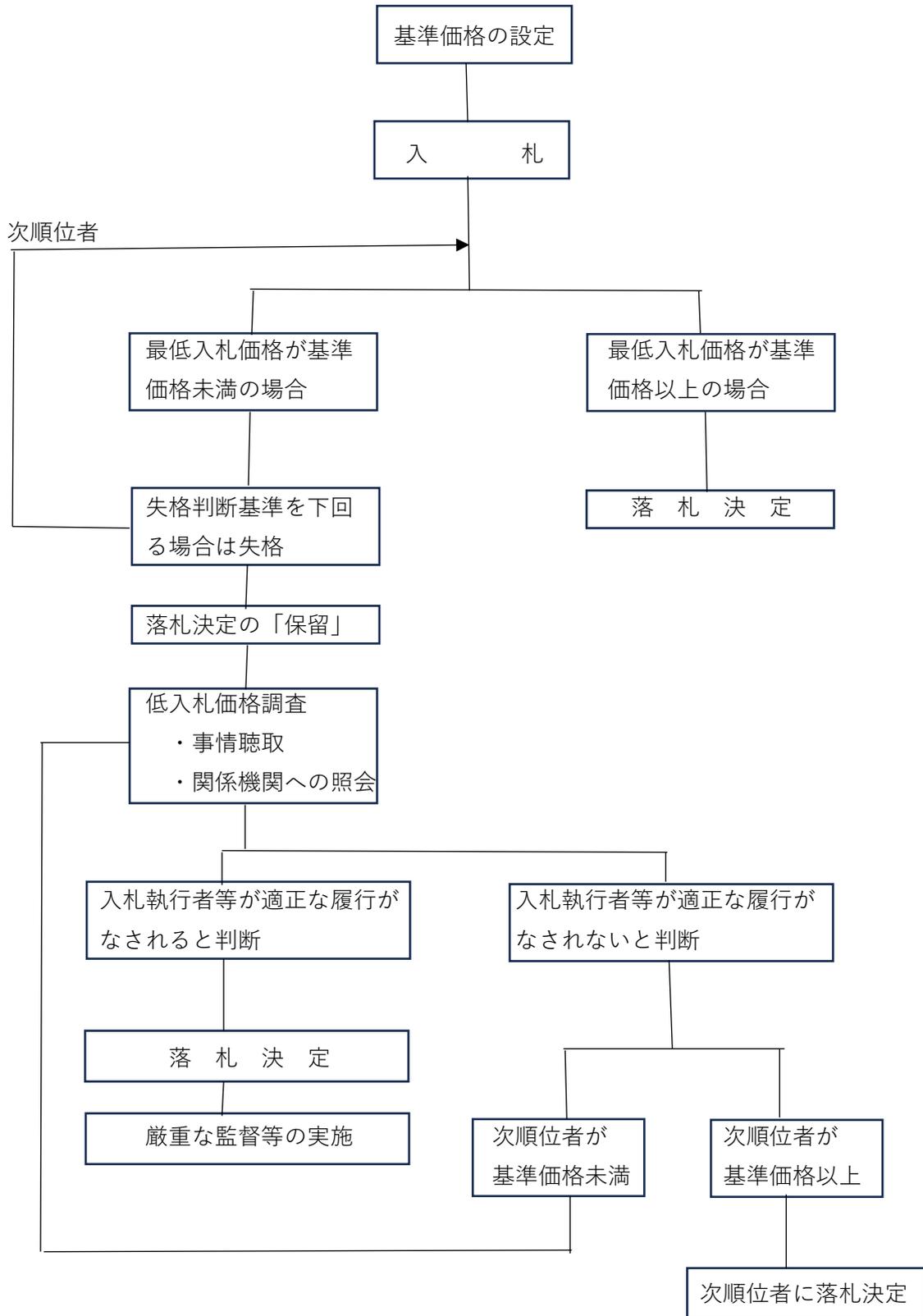
附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

低入札価格調査制度のフロー



旭川市建設工事等低価格落札取扱要領

旭川市が発注する建設工事の請負契約並びに測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約（以下「建設工事等」という。）において、建設工事等のより適正な履行の確保及び建設業の健全な育成と発展を図るため、旭川市建設工事等低入札価格調査要領又は旭川市建設工事等最低制限価格制度実施要領に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回って落札する場合の取扱いを次のように定める。

（対象建設工事等）

第1条 対象建設工事等は、予定価格が130万円を超える建設工事の請負契約並びに予定価格が50万円を超える測量並びに工事に係る調査及び設計業務の委託契約で、調査基準価格を設定して入札を行う建設工事等とする。

（調査基準価格を下回る入札の取扱い）

第2条 調査基準価格を下回って落札した者（構成員を同じくする共同企業体を含む。）が、その建設工事等の履行が確認されるまでの間において調査基準価格を下回って入札を行った場合は、その者の入札を無効とする。

2 前項の規定は、調査基準価格を下回って落札された建設工事等の履行が確認されるまでの間において、当該建設工事等を落札した者（共同企業体にあつては、その代表者）又はその者を代表者とする共同企業体が調査基準価格を下回って入札を行った場合に準用する。

3 前2項にいう「建設工事等の履行が確認されるまでの間」とは、調査基準価格を下回って落札したときから完成検査結果通知書の通知日までとする。

4 落札者の決定は、入札番号の小さい順から行う。ただし、保留とされたものを除く。

5 保留とされた入札がある場合は、保留とされた入札に参加した者が、その入札以降の入札で調査基準価格を下回る入札（無効とされた入札者の入札は除く。）を行った場合は、それらについても保留とする。

6 保留とされた入札の落札者を決定するにあつては、第4項に準じて行う。ただし、入札の日付が異なる場合は、保留の事由がなくなったもののうち日付の早いものから決定する。

（入札参加者への周知）

第3条 この要領を適用するときは、一般競争入札の公告、指名競争入札の通知等、適宜の方法により周知するものとする。

（落札者への通知等）

第4条 調査基準価格を下回って落札した者に、その旨を知らせる。

2 調査基準価格を下回る入札があつた場合は、「建設工事等に係る入札及び契約の過程並びに関係規定等の公表方針」に準じ、調査基準価格を公表する。

附 則

- 1 本試行要領は、平成19年9月28日以後に公告する一般競争入札及び参加者を指名する指名競争入札から適用する。
- 2 平成19年9月28日より前に公告又は指名通知された入札において調査基準価格を下回って落札した建設工事は、当該試行要領の適用を受けない建設工事とする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。